

栗東市駅の有料広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、栗東市の栗東駅及び手原駅の自由通路の建物内部（以下「自由通路」という。）に広告を掲載することの取扱いに関して、栗東市有料広告掲載要綱（平成19年栗東市告示第30号。以下「要綱」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載及び広告事業者の基準)

第2条 自由通路に掲載できる広告及び広告事業者は、市として品位及びイメージを妨げないもの並びに市民に不利益を与えないよう中立性が確保できるものとするため、要綱第3条第1項に掲げる掲載基準及び同条第2項に掲げる事業者の基準のいずれにも該当しないものに限る。

(広告の規格等)

第3条 広告の規格及び掲載枠数は、次のとおりとする。

広告掲載箇所	規格	枠数
別紙図面に示す箇所	別紙図面に示す箇所の規格	別紙図面に示すとおり

(占用料)

第4条 自由通路に広告を掲載するための占用料（以下「占用料」という。）は、入札による当該落札価格により決定する。

2 前項の規定による占用料は、栗東市栗東駅前広場管理条例施行規則別表及び栗東市手原駅自由通路等の管理に関する規則別表に掲げる額に基づき算出した別紙図面に示す最低占用料金を下回ることができない。

3 占用料は、栗東市栗東駅前広場管理条例第9条第2項及び栗東市手原駅自由通路等の設置及び管理に関する条例第7条第2項に定めるとおり納付しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、1年以内若しくは許可日の属する年度の年度末までとすることができる。

(入札参加者の資格等)

第5条 入札に参加することができる者は、栗東市物品・役務関係登録事業者一覧に登載があり、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 栗東市内に本店、支店又は営業所を有する法人

(2) 栗東市物品・役務関係登録事業の業種を「展示・イベント・広告」、営業種目を「広告代理」で登録しているもの

(入札等の手続)

第6条 自由通路の管理事務を所掌する課の長（以下「所属長」という。）は、入札のための手続をとるものとする。

2 入札は、郵便による入札（以下「郵便入札」という。）を実施するものとする。

3 郵便入札の実施に関しては、栗東市財務規則（昭和46年栗東町規則第18号。以下「財務規則」と

いう。)及び栗東市郵便入札実施要領第2条から第11条まで(第8条を除く。)に定めるところによる。

(入札通知)

第7条 入札執行者は、財務規則第159条の2第2項の規定により、入札通知を行うものとする。

(見積期間)

第8条 入札執行者は、広告デザインの作成期間と広告主を募集するための期間を考慮し、1ヶ月以上の見積期間を設けなければならない。

2 前項の見積期間は、入札期日の前日から起算するものとする。

(落札者の決定)

第9条 入札を行った者のうち、入札の無効のものを除き、第4条第2項に定める価格を最低として、最高の価格をもって申込みを行った者を落札者とする。

2 前項の規定による落札者(以下「広告掲載者」という。)は、栗東市栗東駅前広場管理条例第4条又は栗東市手原駅自由通路等の設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づく占用許可(以下「占用許可」という。)の申請を行わなければならない。

(同時入札)

第10条 開札の結果、落札とすべき同価格の入札をしたものが2者以上あるときは、入札書に記載された任意のくじ希望番号を用いて、くじにより落札者を決定する。

(入札結果の公表)

第11条 入札執行者は、入札終了後、栗東市HP内及び情報公開コーナーにおいて入札結果調書の写しを、入札を執行した日が属する年度の翌年度末まで公開するものとする。

(広告の掲載期間)

第12条 広告の掲載期間は、1年以内若しくは許可日の属する年度の年度末までとする。

(広告の申込み)

第13条 自由通路に広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、栗東市駅の有料広告掲載申込書(別記様式第1号)に、誓約書(別記様式第1号の2)及び掲載しようとする広告原稿(完全な原稿、電子データ等をいう。以下同じ。)、事業者にあつては、その事業の概要が分かる書類を添えて提出しなければならない。

(広告掲載の審査・決定等)

第14条 市長は、前条の規定による栗東市駅の有料広告掲載申込みがあつたときは、要綱第7条に規定する栗東市広告審査委員会において掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、その結果を申込者に対し、栗東市駅の有料広告掲載決定通知書（別記様式第2号）又は栗東市駅の有料広告非掲載決定通知書（別記様式第3号）により通知する。

（広告原稿の作成）

第15条 広告内容及び広告掲載に関する一切の責任は、広告掲載者が負うものとする。

2 広告原稿は、市長が指定する方法により申込者の負担で作成し、市長が指定する期日までに、市長が指定する方法により提出するものとする。

（費用負担等）

第16条 広告のデザインの作成、設置及び撤去に要する費用その他広告の掲載に要する費用は、広告掲載者の負担とする。

（広告の変更）

第17条 広告掲載者は、掲載期間中に、当該広告の内容を変更しようとするときは、第14条の申し込みを行わなければならない。

（取消し）

第18条 市長は、要綱第9条第1項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、広告掲載者への催告その他の手続きをすることなく、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をすることができる。

（1）第2条に規定する基準を満たさなくなったとき。

（2）指定された期日までに占用料を納付しなかったとき。

（3）広告の掲載期間の初日までに第15条第3項の規定による占有許可を受けなかったとき。

（4）第15条第3項の規定による占有許可を取り消されたとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載の決定を取り消したときは、栗東市駅の有料広告掲載決定取消通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

3 第1項の規定により広告の掲載の決定が取り消された場合において、広告掲載者に損害が生じて、市長は一切その責めを負わないものとする。

（原状回復義務）

第19条 広告掲載の許可の期間が満了し、又は広告掲載の許可を取り消されたときは、広告事業者は、直ちに、広告又は広告を掲載する物件を撤去し、広告媒体を原状に復さなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

（広告掲載者の責務）

第20条 広告掲載者は、広告に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。

- 2 広告掲載者は、広告について第三者から被害等の申立てがなされたときは、自らの責任及び負担において解決しなければならない。
- 3 広告掲載者は、当該広告に起因して市に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 4 市は、広告の内容その他広告の掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負わない。
- 5 広告掲載者は、広告物に関し、歩行者の通行及び自由通路の管理に支障が生じないよう、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別記

様式第1号（第13条関係）

年 月 日

栗東市駅の有料広告掲載申込書

栗東市長 様

栗東市駅の有料広告取扱要領第13条第1項の規定により、下記のとおり申込みます。

また、申し込みをするにあたり、承諾事項について承諾します。

記

1. 申込者の概要

ふりがな		
申込者名（事業者名）		
住所	〒	
ふりがな		
代表者職名・氏名		
ふりがな		
担当者名		
連絡先	電話	
	FAX	
	メール	
ホームページ		
業種		
※複数ある場合は全て記載		

2. 掲載希望広告の概要

広告原案（完全原稿）	別添のとおり（※電子データでも提出ください。）	
広告掲載希望期間	年 月 日 ～ 年 月末まで	
希望掲載枠数		
掲載場所	☐ 栗東駅自由通路 ____番 ☐ 手原駅自由通路 ____番	

3. 承諾事項

(1) 広告掲載の可否及び掲載の位置は、市長が定めること。	
(2) 栗東市が栗東市分市税納付状況の調査を行うことに同意する。	
(3) 広告の掲載にあたっては、法令（栗東市の条例、規則等を含む。）を遵守するとともに、栗東市の指示に従うこと。	
(4) 栗東市有料広告掲載要綱及び栗東市駅の有料広告取扱要領を遵守すること。	
(5) 基準を満たさない場合、当該広告の掲載を取り消されても、何ら意義申し立てをしないこと。	
(6) 広告内容及び広告掲載に関する一切の責任は、申込者が負うこと。	

※ 承諾項目全てに✓を入れてください。

4. 添付書類

(1) 誓約書	
(2) 事業者にとっては、事業の概要が分かる書類（パンフレット等）	

※ 提出する書類に✓を入れてください。

5. その他

広告の制作等	- 栗東市有料広告掲載要綱及び栗東市駅の有料広告取扱要領に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合があります。 - 審査の上修正が必要になった場合、掲載開始の3営業日前までに審査が完了した広告原稿を提出してください。 - 広告の掲載及び撤去作業は、広告掲載事業者に行っていただきます。 - 広告は、容易に棄損等しないようラミネート加工等を行ってください。
その他	広告掲載期間中、広告主が決定しない等の理由により広告を掲載しない期間があっても、占用料は減額いたしません。

別記

様式第1号の2（第13条関係）

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、市が必要な場合には、滋賀県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 広告掲載内容に虚偽はありません。
- 2 自己又は自社若しくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当するものではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 3 2の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

栗東市長 様

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

〔法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名〕

(ふりがな)

氏 名

㊞

〔代表者の生年月日・性別〕

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日 性別（男・女）

別記

様式第 2 号（第 1 4 条関係）

栗 第 号

年 月 日

様

栗東市長

栗東市駅の有料広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった栗東駅自由通路・手原駅自由通路への広告の掲載について、栗東市駅の有料広告掲載取扱要綱第 1 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

決定内容

広告掲載内容	提出された広告原稿のとおり
広告掲載予定位置	別添の通り
掲載期間	年 月 日 から 年 月末まで
その他	広告掲載について疑義が生じた場合は、双方協議のうえ解決するものとします。

別記

様式第 3 号（第 1 4 条関係）

栗 第 号

年 月 日

様

栗東市長

栗東市駅の有料広告非掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった栗東駅自由通路・手原駅自由通路への広告の掲載について、下記の理由により掲載しないことと決定したので、通知します。

記

掲載しない理由

別記

様式第4号（第18条関係）

栗 第 号

年 月 日

様

栗東市長

栗東市駅の有料広告掲載決定取消通知書

年 月 日付けで栗東市駅への有料広告の掲載を決定しましたが、下記の理由により広告の掲載を取り消しますので通知します。

記

取消しの理由